

公認心理師法附則第5条に基づく対応状況について  
ヒアリング結果に基づく中間整理

令和5年6月  
文部科学省  
厚生労働省

# 目次

第1 法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状	3
(1) これまでの公認心理師試験の結果及び登録者数について	3
(2) 公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び大学院について	5
(3) 区分Aについて	5
(4) 区分B及び区分Fについて	6
(5) 区分Cについて	7
(6) 区分D1及び区分D2並びに区分Eについて	7
(7) 区分Gについて	8
(8) 試験の無効等について	8
(9) 処分等に係る審査請求について	8
(10) 受験手数料等について	9
(11) 公認心理師に係る調査事業について	9
(12) 公認心理師の配置状況について	10
第2 公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者への公認心理師法施行状況調査及びヒアリングの結果	11
第3 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討	13
(1) 公認心理師の活動について	13
ア 公認心理師の活躍の場の拡大に向けた取組について	13
イ 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方について	15
(2) 公認心理師の養成及び資質の向上について	17
ア カリキュラム等について	17
イ 実習演習科目の実施体制の整備について	19
ウ 試験の体制整備について	21
エ 研修制度について	22
第4 まとめ	23

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号。以下「法」という。）は、平成 27 年 9 月 9 日に成立し、同月 16 日に公布され、平成 29 年 9 月 15 日から施行されている。今回、文部科学省及び厚生労働省において、法附則第 5 条の規定に基づき、法施行日から令和 4 年 9 月 14 日までの間における法の規定の施行の状況について検討を行い、中間整理として取りまとめた。

施行状況の確認として、法施行日からこれまでの、法の施行状況に係る調査結果や試験実施状況等に係る資料（報告書中「法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状」等）を作成し、施行状況の確認を行った。令和元年度から令和 4 年度にかけて、障害者総合福祉推進事業において、公認心理師の実態や養成に係る課題、対応の整理等について、適宜、必要な調査や有識者による検討を実施してきたところ、当該調査結果を今回の中間整理においても活用した。さらに、実態を踏まえた対応を行う観点から、今回は、①公認心理師関係団体、②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体、③当事者関係団体等に対し、公認心理師法施行状況調査票を送付し、ヒアリングを実施した。

## 第 1 法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状

### (1) これまでの公認心理師試験の結果及び登録者数について

法の施行後、令和 4 年 9 月 14 日までの 5 年間に計 5 回の公認心理師試験（以下「試験」という。）を実施し、令和 5 年 3 月末日時点で 69,875 人の公認心理師が登録されている。各回の試験の合格者数は第 1 回試験が 28,574 人、第 2 回試験が 7,864 人、第 3 回試験が 7,282 人、第 4 回試験が 12,329 人、第 5 回試験が 16,084 人となっている。第 1 回試験については、制度発足当初の試験であったということ、第 5 回試験は実務経験者を対象とした受験資格の特例措置（区分 G）で受験できる最後の試験であったことから、当該試験の受験者数が多く、合格者も多数輩出されている。

公認心理師の資格取得方法は、以下の図 1 のとおりであり、区分 A～G までの 7 つの受験区分を対象に試験が実施された。第 5 回試験までの各受験区分の合格者数の内訳は、区分 A が 13 人、区分 B が 0 人（受験者なし）、区分 C が 25 人、区分 D 1 が 18,567 人、区分 D 2 が 3,353 人、区分 E が 2,935 人、区分 F が 37 人、区分 G が 47,203 人となっている。区分 A 及び区分 B の受験者については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）及び同法による専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 5 号に規定する文部科学大臣が指定する

ものに限る。以下同じ。) (以下「大学等」という。)での公認心理師となるために必要な科目の開講開始が通常平成30年度からであるため、令和6年に実施する第7回試験からの受験が想定されている。

図1：公認心理師の資格取得方法について

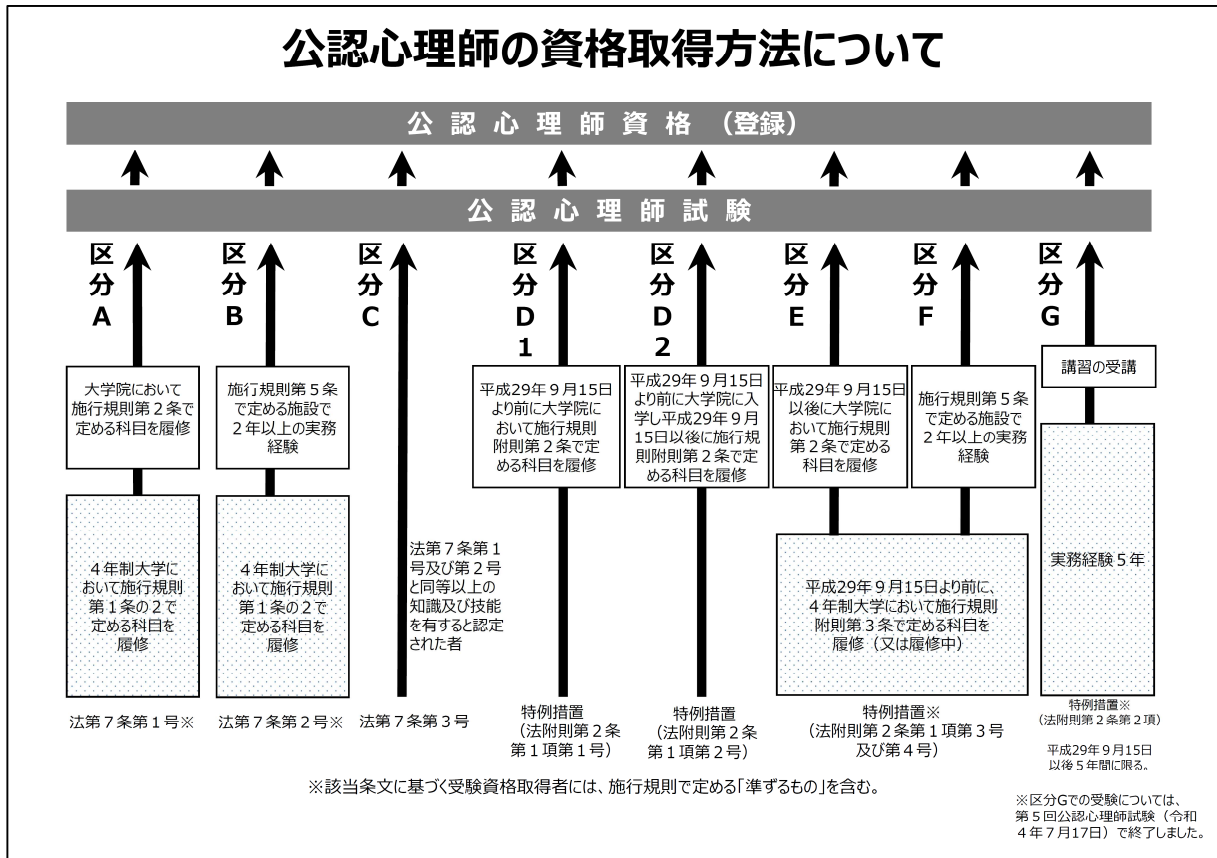


表1：第1回試験から第5回試験の各区分の合格者数(人)

区分	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	総計
区分A	0	0	0	0	13	13
区分B	0	0	0	0	0	0
区分C	4	4	9	3	5	25
区分D1	14,840	1,879	798	791	259	18,567
区分D2	1,199	1,253	516	306	79	3,353
区分E	0	0	758	1,142	1,035	2,935
区分F	0	0	0	18	19	37
区分G	12,531	4,728	5,201	10,069	14,674	47,203
小計	28,574	7,864	7,282	12,329	16,084	72,133

## (2) 公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び大学院について

公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び学校教育法に基づく大学院の数は令和4年11月末日時点で238校<sup>1</sup>である。平成29年から令和2年の法の施行後の4年間にかけて、多くの大学等及び大学院から公認心理師となるために必要な科目の開講についての申請が、文部科学省及び厚生労働省へ提出された。近年、既に多くの大学等及び大学院において公認心理師となるために必要な科目が開講されており、科目を開講する大学等及び大学院の数について大きな増加は見られない。

## (3) 区分Aについて

区分Aは、法第7条第1号に規定するとおり、大学等において公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条の2に規定する25科目を修めて卒業した後に、大学院において施行規則第2条に規定する10科目を修めてその課程を修了した者を対象とした受験区分である。区分Aの受験者については、前述のとおり、公認心理師となるために必要な科目の開講開始が通常平成30年度からであるため、令和6年に実施する第7回試験からの受験が想定されている。第7回試験以降は、この区分Aの受験資格を有する者が主たる受験者となる。

---

<sup>1</sup> 公認心理師となるために必要な科目の開講予定の大学等及び大学院を含む。また同一の大学等及び大学院において、複数の学部学科及び研究科専攻で科目を開講している場合がある。

#### (4) 区分B及び区分Fについて

区分Bは、法第7条第2号に規定するとおり、大学等において施行規則第1条の2に規定する25科目を修めて卒業した者であって、施行規則第5条各号に掲げる施設であって、法第7条第1号に掲げる者と同等以上の施行規則第2条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるもの（当該施設が作成した実務経験の実施に関する計画（以下「プログラム」という。）を文部科学大臣及び厚生労働大臣が認定することにより、法第7条第2号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める施設（以下「プログラム施設」という。）の認定を行っている。）において、2年以上法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したものを対象とした受験区分である。

区分Fは、法附則第2条第1項第4号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）前に大学等に入学し、施行規則附則第3条に規定する12科目を修めて卒業した者であって、プログラム施設において、2年以上法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したものを対象とした受験区分である。なお、プログラム施設は、令和4年11月時点で9つの施設を認定している。

表2：プログラム施設一覧（令和4年11月時点）

項番	プログラム施設名
1	少年鑑別所及び刑事施設
2	一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
3	裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所
4	医療法人社団至空会 メンタルクリニック・ダダ
5	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック
6	学校法人川崎学園 川崎医科大学附属病院
7	学校法人川崎学園 川崎医科大学総合医療センター
8	社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園
9	社会福祉法人楡の会

## (5) 区分Cについて

区分Cは、法第7条第3号に規定するとおり、文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及び区分Bと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者を対象とした受験区分である。区分Cについては、「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成30年1月31日付け29文科初第1390号・障発0131第2号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、毎年、文部科学省及び厚生労働省において審査を行い、受験資格認定を行っている。なお、審査対象者は「外国の大学の卒業及び外国の大学院の課程修了相当の資格を有している者等」である。

## (6) 区分D1及び区分D2並びに区分Eについて

区分D1は、法附則第2条第1項第1号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）より前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において施行規則附則第2条に規定する6科目を修めたものを対象とした受験区分である。

区分D2は、法附則第2条第1項第2号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）より前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、法施行日以後に施行規則附則第2条に規定する6科目を修めて当該大学院の課程を修了したものを対象とした受験区分である。

区分Eは、法附則第2条第1項第3号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）より前に大学等に入学し、当該大学等において、施行規則附則第3条に規定する12科目を修めて卒業した者であって、法施行日（平成29年9月15日）以後に大学院において施行規則第2条に規定する10科目を修めてその課程を修了したものを対象とした受験区分である。

前述の区分Fとこれらの区分は、法の施行前に心理職者を目指して心理学等を学べる大学等又は大学院に進学した者に受験資格を与える特例措置である。特に、区分D1及び区分D2に該当する者は第1回試験より受験資格を満たし受験していることから、第1回試験以降、当該区分での受験者数は減少傾向にある。

## (7) 区分Gについて

区分Gは、法附則第2条第2項に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）に現に法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行っている者であって、

- ・ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- ・ 施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者

のいずれにも該当するに至ったものを対象とした受験区分である。これは法が施行される際、心理職者として十分な実務経験がある者に受験資格を与えるという特例措置であり、法の施行後5年間に限るものである。法に規定するとおり、法の施行後5年が経過したため区分Gの受験資格での受験は第5回試験で終了し、令和5年の第6回試験以降は区分A～Fの受験区分のみが受験資格の対象となる。

## (8) 試験の無効等について

第1回試験から第5回試験までの間においても、試験に関して不正の行為があった場合、その不正行為に関係のある者に対してその試験を無効としている。また、当該処分を受けた者に対し、法の規定に基づき、期間を定めて試験を受けることができないものとする処分をしている。

また、公認心理師が、法第3条各号（第4号を除く。）のいずれかの欠格事由に該当するに至った場合の登録の取消しについても、法の規定に基づき対応している。

引き続き、当該事案等については、文部科学省及び厚生労働省並びに指定試験機関及び指定登録機関である一般財団法人日本心理研修センター（以下「センター」という。）とともに、法の規定に基づき対応する。

## (9) 処分等に係る審査請求について

センターが行う試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）及び公認心理師の登録の実施に関する事務に係る処分等について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる旨、法第24条及び法第38条において準用する法第24条に規定されている。法の規定に基づき、当該請求について対応している。



#### (10) 受験手数料等について

法第9条、法第35条及び法第37条第2項は、それぞれ受験手数料、変更登録等の手数料及び登録の手数料について規定している。受験手数料は28,700円、登録の手数料は7,200円、変更登録等の手数料は6,100円である。受験手数料については、第5回試験までは銀行での払込みであったが、第6回試験以降は主にクレジットカードを使用する方法となっている。また、登録の手数料についても、第5回試験までの合格者は銀行での払込みであったが、第6回試験以降の合格者は主にクレジットカードを使用する方法となる。変更登録等の手数料についても、令和5年1月以前は、銀行での払込みであったが、令和5年1月以降は主にクレジットカードを使用する方法となっている。

#### (11) 公認心理師に係る調査事業について

令和元年度から令和4年度の間実施した、公認心理師に係る障害者総合福祉推進事業（以下「推進事業」という。）は以下のとおりである。

- ・ 令和元年度推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
- ・ 令和2年度推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」一般社団法人 日本公認心理師協会
- ・ 令和3年度推進事業「医療機関における公認心理師が行う心理支援の実態調査」一般社団法人 日本公認心理師協会
- ・ 令和3年度推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟
- ・ 令和4年度推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」株式会社 浜銀総合研究所

## (12) 公認心理師の配置状況について

令和2年度推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」<sup>2</sup>（以下「令和2年度推進事業」という。）では公認心理師の配置状況についての調査を行っており、保健医療分野と教育分野において多くの公認心理師が活動していることが分かっている。

図2：公認心理師の配置状況（令和2年度推進事業のデータを基に作成。）



<sup>2</sup> 一般社団法人 日本公認心理師協会が実施。

## 第2 公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者への公認心理師法施行状況調査及びヒアリングの結果

文部科学省及び厚生労働省では、法の規定の施行の状況について、実態を踏まえた対応を行う観点から、①公認心理師関係団体、②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体、③当事者関係団体等、計26団体に対するヒアリングとして、別添の参考資料1「施行状況及び公認心理師制度の現行」及び参考資料2「公認心理師法施行状況調査票」を送付し<sup>3</sup>、回答を回収した。

また、26団体のうち対面のヒアリングを希望した団体に対しては、令和4年8月から同年9月までの間、それぞれオンラインによる対面のヒアリングを実施した<sup>4</sup>。ヒアリングの結果は、別添の参考資料3「公認心理師法施行状況調査結果」のとおりである。

<sup>3</sup> 公認心理師法施行状況調査票を送付した団体は、以下のとおり。(順序不同。団体名は、送付時の団体名。)

	①公認心理師関係団体	②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体	③当事者関係団体等
保健医療分野	・一般社団法人 日本総合病院精神医学会 日本総合精神医学会	・公益社団法人 日本精神神経学会 (多職種協働委員会) ・公益社団法人 日本精神科病院協会 ・公益社団法人 全国自治体病院協議会 ・公益社団法人 日本精神神経科診療所協会 ・公益社団法人 日本医師会 ・一般社団法人 日本精神科看護技術協会 ・公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 ・国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター (地域精神保健・法制度研究部)	
福祉分野	・社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター	・岡山県倉敷児童相談所	
教育分野	・一般社団法人 日本スクールカウンセリング推進協議会	・公益社団法人 日本教育会	
司法・犯罪分野	・日本犯罪心理学会	・東京少年鑑別所	
産業・労働分野	・日本産業ストレス学会	・日本EAP協会	
その他	・一般社団法人 日本公認心理師協会 ・一般社団法人 公認心理師の会 ・一般社団法人 公認心理師養成機関連盟 ・公認心理師養成大学教員連絡協議会 ・一般財団法人 日本心理研修センター		・一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 ・全国「精神病」者集団 ・特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構 (COMHBO) ・社団法人 全国精神保健福祉会連合会
ヒアリング項目	・国家資格化に係るメリット ・公認心理師として貢献していること ・公認心理師に期待されていること ・公認心理師に係る今後の課題 ・その他	・国家資格化に係るメリット ・公認心理師が貢献していること ・公認心理師に期待すること ・公認心理師に係る今後の課題 ・その他	・公認心理師が配置されたメリット ・公認心理師の今後の課題 ・その他

---

<sup>4</sup> ヒアリングの経過は以下のとおり。

- ① 令和4年8月23日実施
  - 日本産業ストレス学会
- ② 同年8月24日実施
  - 特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構（COMHBO）
- ③ 同年8月29日実施
  - 公益社団法人 日本教育会
- ④ 同年8月30日実施
  - 一般社団法人 日本総合病院精神医学会
- ⑤ 同年8月31日実施（4団体を合同で実施）
  - 一般社団法人 日本公認心理師協会
  - 一般社団法人 公認心理師の会
  - 一般社団法人 公認心理師養成機関連盟
  - 公認心理師養成大学教員連絡協議会
- ⑥ 同年9月1日実施
  - 日本EAP協会
- ⑦ 同年9月7日実施
  - 一般社団法人 日本スクールカウンセリング推進協議会
- ⑧ 同年9月12日実施
  - 全国「精神病」者集団
- ⑨ 同年9月22日実施
  - 公益社団法人 日本精神科病院協会
- ⑩ 同年9月29日実施
  - 公益社団法人 日本精神神経学会（多職種協働委員会）

### 第3 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討

#### (1) 公認心理師の活動について

##### ア 公認心理師の活躍の場の拡大に向けた取組について

これまでの調査事業及び今回のヒアリングの結果により、公認心理師が保健医療、福祉、教育等の各分野において、法第2条各号に定める行為（以下「支援行為」という。）を担っていること、また、心の健康に係る制度施策への更なる貢献、ひいては国民の心の健康の保持増進への更なる寄与が期待されていることが把握できた。同時に、こうした役割をより一層推進するため、医療機関や福祉施設、教育機関等において、これまで以上に積極的に公認心理師を活用すること及び公認心理師の雇用や配置を更に強化することを進めてほしいとの意見があった。

また、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者からは、公認心理師の社会的認知度が向上したという意見があった。当事者関係団体のヒアリングにおいても、公認心理師から、心理検査等の分析や詳しい説明を受けること、心理療法の理論や方法に基づいた支援を受けること等により、自己対処法が増えることにつながり、心理専門職ならではの助言が役立ったという意見があった。一方、当事者関係団体からは、公認心理師の支援を受けた経験がないといった意見や、公認心理師の活動についてよく知らないといった指摘もあり、公認心理師の役割や活動分野の明確化や広報活動などを通じ、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）にとって相談機会の増加につながる取組が期待されている。

これまで厚生労働省では、公認心理師を活用するに当たり、推進事業による調査等において、公認心理師の実態調査を実施し、公認心理師の役割や、公認心理師がどのような分野及び施設に配置されているか、具体的な支援方法など実態の把握に努めている。こうした調査は、国及び地方公共団体が、公認心理師をどう活用すればよいか、国民が支援を必要とした時、どのようにして公認心理師にアクセスすればよいか等の把握に資することを目的としている。引き続き、調査事業の結果を関係者に普及・啓発し、公認心理師の活躍の場の拡大に生かすとともに、国としても、行政説明の機会に当該調査結果を提示するなど、公認心理師の活躍の場の拡大に資するよう、その周知に努めていく。

また、法の規定の施行状況について更に検討を加えるため、公認心理師の登録者約7万人の状況についても踏まえる必要があることから、就労状況等の調査を実施する。調査は、センターが、指定登録機関の業務の一環として実施する。令和5年度、調査項目や回答率向上に向けた工夫等の検討を進め、可能な限り早期に実施する。

加えて、更なる公認心理師の配置の拡充に向けた対応として、例えば、保健医療分野において、公認心理師に係る診療報酬上の評価を充実させ、その収益を担保し、医療機関が公認心理師を雇用しやすい体制の整備、なおかつ常勤職員としての採用など安定した雇用形態を増加させる体制を整備すべきとの指摘があった。

公認心理師は、診療の補助に当たる行為を行えない資格であり、その業務を行うに当たって要支援者に当該支援に係る主治の医師があるときは、主治の医師の指示の下、要支援者の心理状態を観察し、その結果を分析することや、要支援者に対し、その心理に関する相談に応じることなどを業として行う。診療報酬上評価する心理職については、経過措置を設けた上で、「公認心理師」に統一することとされているとともに、算定の要件として公認心理師に係る評価は「小児特定疾患カウンセリング料」、「がん患者指導管理料」、「療養・就労両立支援指導料」など徐々に拡大している。診療報酬については、厚生労働省に設置される「中央社会保険医療協議会」による審議・答申の後決定される。今後も引き続き、関係審議会等の各制度への検討に資するよう、関係団体からの意見を伺いつつ、調査研究を実施するなど、公認心理師による支援の実態や社会からのニーズを把握し、公認心理師の活動の更なる推進に寄与していく。

なお、公認心理師の活動を推進する上で、公認心理師による支援の有効性等に係るエビデンスを示すため、定期的な調査や検証、関係職種との共同研究等の必要性が指摘されている。現在は、令和5年度厚生労働省科学研究費補助金の交付を受け「医療機関における心理検査の実態と活用に資する研究

(23GC1201)」を実施しているところである。本研究は、医療機関における公認心理師の心理検査の実態の実態について、実施前後の状況も踏まえて検討を行い、心理的アセスメントにおける心理検査の効果的な活用方法を明らかにすることを目標とするものである。こうした研究を含め、引き続き必要な調査や検証等に取り組んでいく。

## イ 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方について

法案に関する附帯決議として、法附則第5条の規定による法の施行後5年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えることが決議された。

公認心理師と多職種との連携について、令和2年度推進事業において、連携している職種に係る項目が調査されている。当該調査によれば、公認心理師がその専門性に基づく活動において連携を行う場合、医師、看護師、精神保健福祉士、児童福祉関係者、学校教職員など、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携の実績が明らかとなっている。

加えて、今回のヒアリングでは、心理職が国家資格化されたことによるメリットとして、法に業だけでなく義務が規定されたことにより、他の国家資格である職種と対等な立場で情報共有や連携が行えるようになり、支援行為の更なる円滑化に繋がっているとの指摘があった。また、医師、看護師、精神保健福祉士、児童福祉関係者、学校教職員など、公認心理師と連携する職種の者から、公認心理師が貢献している役割の一つとして、関係者との連携が挙げられている。具体的には、多職種によって構成される支援チームに公認心理師が参加、協働し、心理学に関する専門的知識及び技術をもって助言等を行う、チーム関係者の力動を踏まえたマネジメントの役割を担うなどにより、チーム機能が向上することなどが挙げられている。さらに、同一の分野にとどまらず、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野に配置されている心理専門職として、他分野との連携及び協働に際して、橋渡し役として貢献しているとの意見もあった。以上のことから、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携において、より良い支援体制の構築に向け、公認心理師がその役割を担っていることが認められた。

関係職種との連携について、公認心理師の更なる寄与が期待されている中、連携を推進していく上での課題として、令和4年度推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」（以下「令和4年度推進事業」という。）における保健医療、福祉、教育等の分野に勤務する公認心理師へのヒアリング調査では、

- ・ 1対1の面接だけでなく、多職種協働やアウトリーチを含めたより広域の臨床観を持つ必要がある

- ・養成において関係職種の役割を理解、経験することが重要
- ・関係職種に心理職の強みを理解してもらうには、心理職が関係職種への説明を十分に行い、相互理解を深めることが必要

といった指摘があった。また当該調査においては、公認心理師と多職種との連携を含む、公認心理師の活動事例を収集している。こうした調査事業において得られた公認心理師の連携等の実態を活用し、関係職種に対し、公認心理師の役割について更なる理解が得られるよう周知を図る。当該調査結果において得られた養成上の指摘等は、後述するカリキュラム及び資格取得後の継続的及び包括的な生涯研修制度等を検討していく上で参考とする。

また、法第 42 条第 2 項に、公認心理師は、その業務を行うに当たって要支援者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない旨の義務を規定している。当該規定は、公認心理師が行う支援行為は、診療の補助を含む医行為には当たらないが、例えば、公認心理師の意図によるものかどうかに関わらず、当該公認心理師が要支援者に対して、主治の医師の治療方針とは異なる支援行為を行うこと等によって、結果として要支援者の状態に効果的な改善が図られない可能性があることに鑑み、要支援者に主治の医師がある場合に、その治療方針と公認心理師の支援行為の内容との齟齬を避けるために設けられた規定である。

さらに、公認心理師が業務を行うに当たり、当該規定の運用について、公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないよう運用基準を明らかにし、公認心理師の業務が円滑に行われるよう配慮することが求められた。このことに対し、運用基準<sup>5</sup>を通知しているところ、法案に関する附帯決議に基づき、今般の法の規定の施行状況の検討においては、当該規定及び基準が、現場において適切に運用されているかについても検討することとした。今回のヒアリングにおいて得られた当該規定及び基準に係る指摘としては、当該規定及び基準はその目的に照らし有効に機能しており、維持すべきとの意見が多数あった。したがって、引き続き、当該規定及び基準が適切に運用されるよう周知を図っていく。

---

<sup>5</sup> 「公認心理師法第 42 条第 2 項に係る主治の医師の指示に関する運用基準について」（平成 30 年 1 月 31 日付け 29 文科初第 1391 号・障発 0131 第 3 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）



## (2) 公認心理師の養成及び資質の向上について

### ア カリキュラム等について

公認心理師の養成において、施行規則第1条の2及び第2条に規定する科目の詳細については、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日付け29文科初第879号・障発0915第8号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「科目通知」という。）で定めている。平成29年から令和2年の法の施行後の4年間にかけては、前述のとおり多くの大学等及び大学院において、公認心理師となるために必要な科目の開講に係る申請が文部科学省及び厚生労働省へ提出された。現在の大学等及び大学院の数は、令和4年11月時点で238校（大学学部及び大学院において開講：182校、大学院のみ開講：6校、大学学部及び専修学校の専門課程のみ開講：50校）である。

平成30年度から、大学1年次を対象に公認心理師となるために必要な科目を開講した場合、令和5年度、大学院2年次でカリキュラムの完成年度を迎える。各大学等及び大学院においては、科目通知の内容に基づき、カリキュラムを実施している。また、今回のヒアリングで、公認心理師が心理職として国家資格化されたことに伴い、既に心理専門職として活動している者が公認心理師となった場合については、試験や公認心理師を対象とした研修等により、専門的な知識及び技能並びに支援行為の質が高度化・均質化され、関係者や要支援者からの信頼及び安心感が向上したとの意見があった。

一方で、臨床現場に必要なより高度な専門的知識及び技術を備えた人材育成に向け、養成の更なる適正化、高度化・均質化を目指し、カリキュラムの修正及び充実、コアカリキュラムの策定が必要であるとの指摘があった。こうした具体的な教育内容に係る個別の事項については、令和6年4月以降、大学等及び大学院の養成を経た公認心理師の評価を踏まえ、必要に応じて公認心理師カリキュラム等検討会を開催し検討を行う。

なお、公認心理師カリキュラム等検討会を開催する場合は、社会からのニーズを踏まえ、公認心理師として養成する人材像を明確化した上で、そのために必要なカリキュラム、それらを踏まえた試験について検討を行うなど、体系的な議論とすることに留意する。また、公認心理師として養成する人材像、カリキュラム、試験それぞれの到達目標の整合性を図るなど、一貫した養成課程の構築を目指す。加えて、今回のヒアリングで得られた公認心理師に期待される役

割並びに調査事業によって得られた公認心理師の実態及び活動の事例等は、現場で求められている具体的事例として、今後のカリキュラムを検討する上で参考とするのが望ましい。

今回のヒアリングで、「第1(4)区分B及び区分Fについて」で前述した、区分B及び区分Fの受験資格の要件となるプログラム施設については、更なる普及により、公認心理師を目指す人材の確保につなげるべきとの意見があった。プログラム施設については、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成29年12月8日付け29文科初第1166号・障発1204第3号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で、プログラムの認定基準について定めている。今後も引き続き、プログラム修了者の質の担保の観点から当該認定基準に基づき、審査を行っていく。

## イ 実習演習科目の実施体制の整備について

施行規則第1条の2及び第2条に規定する公認心理師となるために必要な科目のうち、施行規則第1条第25号及び第2条第10号に掲げる科目（以下「実習科目」という。）は、要支援者等に対して支援を実践すること等を行うもので、実践力の高い人材を養成する上で、非常に重要な科目である。各大学等及び大学院は、科目通知に基づき、実習科目を開講している。令和3年度推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」では、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働の各分野において、個人面接、アセスメント、家族支援、心理教育等に係る内容の実習が実施されていることを確認した。

国は、「公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力をお願いについて（依頼）」（平成29年9月15日付け29文科初第883号・障発0915第11号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を各都道府県知事に通知し、実習生の受入れについて、都道府県教育委員会、管内の市区町村や各施設、事業所等へ周知すること、また、その支援及び配慮を依頼し、公認心理師の養成において実習教育の場が円滑に確保されるよう対応している。

今回のヒアリングで、公認心理師の質の更なる維持・向上のため、大学等及び大学院における心理演習及び心理実習並びに心理実践実習（以下「実習演習科目」という。）の指導体制を整え、実習演習内容をより充実させることの必要性について指摘があった。

実習演習科目の指導体制の整備に向け、令和4年度推進事業において、公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会の科目と内容等を検討した。当該調査による成果を踏まえて、令和5年5月に、当該講習会の内容を告示したところであり、令和5年度より、公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業を実施する。

また、科目通知において、公認心理師となるために必要な科目のうち実習演習科目を行う上での留意事項を定めているが、今回のヒアリングの内容を踏まえ、より実態に即した形に、現行の科目通知の改正<sup>6</sup>や、実習指導ガイドラインの作成の有無も含めた検討を行う。

なお、令和元年度推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」（以下「令和元年度推進事業」という。）において、大学等及び大学院の実習の在り方が示されている。当該調査において、実習指導の質の維持・向上のための一つの方法として、実習指導のためのガイドラインなどを通じ、実習内容の標準化及び具体化を行うことが示されている。当該ガイドラインについては、大学等及び大学院や、臨床現場が、実習指導に取り組みやすい仕組みを整備するため、関係者が密に協議し、体系的な内容を構築することが望ましい。

また、公認心理師の配置が不足している機関では、実習指導の体制整備が難しいとの課題もあるため、今後、体制整備に向けた検討を「第3(1)ア 公認心理師の活躍の場の拡大に向けた取組について」における、公認心理師の配置の拡充等の対応と並行して行っていく。

---

<sup>6</sup> 科目通知について、今回のヒアリングの内容を踏まえ、以下のとおり改正することを検討している。

- ① 施行規則第1条の2第25号に規定する心理実習において、大学等又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習は、教育上支障がない範囲で心理実習の時間に含めて差し支えないが、主要5分野のいずれにも含まれないこと並びに主要5分野に関する施設における見学等による実習の時間の確保及びその重要性に留意すること。
- ② 施行規則第3条第1項に規定する実習演習担当教員（以下「実習演習担当教員」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。ただし、この場合の実習演習担当教員の員数は、教育上支障がない範囲で実習演習担当教員が次に掲げる学生（生徒を含む。以下同じ。）の人数を上限とした実習演習科目を複数受け持つことで、延べ数として必要数が確保されていれば足りるものとする。  
ア 心理演習又は心理実習 学生15人につき一人  
イ 心理実践実習 学生5人につき一人
- ③ 施行規則第3条第3項に規定する実習施設は、実習担当教員が直接現地に赴く巡回指導が可能な範囲で選定し、巡回指導は、実習期間中、5回につき1回以上行うこと。ただし、巡回指導は、実習施設の要望も踏まえた上で、教育上支障がない範囲で、オンラインツールを活用することも差し支えないこと。

## ウ 試験の体制整備について

「第1(1)これまでの公認心理師試験の結果及び登録者数について」で前述したとおり、法の施行から令和4年9月14日までの5年間の間に計5回の試験を実施している。令和5年3月末日時点で69,875人の公認心理師が誕生し、試験は法に基づき毎年1回以上実施している。今回のヒアリングで、試験の出題基準が、カリキュラムと連動している点についても評価されていることを確認した。一方、資格取得後に現場で必要とされる知識について、より適切に試験で評価できる内容とすること、試験実施後の試験問題に対する評価を行い、試験問題の質の向上を図ること等、試験実施の一層の体制強化が必要である点について指摘があった。なお、試験事務は、センターが実施しているところ、今般、試験問題への評価等を行う委員会を設置し、試験事務の更なる改善に向けた取組を行っている。文部科学省及び厚生労働省としては、引き続き、適正な試験の実施に努めていく。

また、今回のヒアリングで、大学院修了者等の就職に配慮し、試験日や合格発表日について他の国家試験と同様2～3月頃に移行すべきとの指摘があった。令和6年の第7回の試験については3月頃の実施を予定しており、第7回試験以降も、継続して3月頃に試験を実施する予定である。

## エ 研修制度について

今回のヒアリングで、心理職の国家資格化により、要支援者等の支援行為に従事する者の資質の向上及びその業務の適正化が図られたことに伴い、心理職への信頼が向上したとの意見があった。一方で、今回のヒアリングで、

- ・ 公認心理師は保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等、広範な分野で活動するため、養成段階において全ての分野の専門的知識、技能、関係法規等の理解を深化することが難しいこと
- ・ 公認心理師の配置が進んでいない施設においては、就職した者への研修が十分に行うことが難しいこと
- ・ 特例措置で公認心理師となった者の経験やバックグラウンドは様々であること

という指摘があった。したがって、公認心理師の資質の更なる高度化・均質化を目指すため、資格取得後の継続的及び包括的な生涯研修制度が必要という意見があった。現状、2つの職能団体がそれぞれ研修制度と関連した認定・専門資格を設けているところ、更なる資質の均質化、より専門的な資質を客観的に担保する仕組みを構築するため、より体系的な研修制度の整備を望む意見があった。

生涯研修制度の重要性については、今回のヒアリングでの指摘のとおりであり、現状、関係団体がそれぞれの特性を踏まえ、公認心理師の資質の向上に向けた取組を行っているところ、関係団体が相互に連携及び協働しながら、公認心理師が生涯にわたり体系的に研修に取り組める仕組みを構築することが望ましい。

なお、令和元年度推進事業において、「公認心理師の養成と資質向上という側面に関しては、公認心理師の養成教育と実習、卒後の臨床実務、生涯学習としての資質や専門性の向上というプロセスを連続性のある形で進める必要がある」と指摘されており、カリキュラム及び生涯研修制度を検討するに当たっては、当該指摘についても留意する必要がある。

## 第4 まとめ

これまでの推進事業における公認心理師の実態等に係る調査や、今回のヒアリング結果を踏まえると、公認心理師は、要支援者等への支援行為を行うに当たって、保健医療、福祉、教育その他の分野において、国民の心の健康の保持増進に寄与するという役割を担えており、また、公認心理師は、その業務を行うに当たって、適宜、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者等と連携できている。公認心理師の配置の拡大については、徐々に推進されているところ、引き続き、調査研究等において得られた結果を活用しつつ、関係団体と協働しながら配置の拡大に向けて取り組んでいく。

公認心理師の養成については、公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び大学院並びにプログラム施設において、カリキュラムに基づく適正な養成が行われており、また、試験の実施については、法の施行後から令和4年9月14日までの5年間に計5回の試験が実施され、令和5年3月末日時点で69,875人の公認心理師が誕生し、法に基づき毎年1回以上試験を実施している。カリキュラム及び試験については、関係団体の意見並びに令和6年4月以降の大学等及び大学院の養成を経た公認心理師への評価を踏まえ、必要に応じて公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、より適正な実施を推進していく。

なお、公認心理師の活躍の場の拡大及び公認心理師の資質の向上については、前述のとおり相互に関連する部分があることから、並行して推進していく。

今回の中間整理においては、公認心理師の活動や養成等の現状について、幾つか今後の課題も指摘されていることから、文部科学省及び厚生労働省において、法の規定がより円滑に施行されるよう、中間整理の結果を踏まえ、行政、公認心理師関係諸団体及び各分野の関係者と協働し、引き続き必要な取組を推進していく。

また、法の規定の施行の状況について更に検討を加えるため、公認心理師の登録者約7万人を対象とした就労状況等の調査について、調査項目や回答率向上に向けた工夫等の検討を進め、可能な限り早期に実施する。

## 参考資料

### 参考資料 1 施行状況及び公認心理師制度の現行

- 公認心理師法附則第5条への対応
- 公認心理師法の施行状況の概要について
- 公認心理師の資格取得方法について
- 公認心理師試験について
- 指定試験及び指定登録機関の指定について
- 公認心理師試験委員について
- 公認心理師の配置状況について

### 参考資料 2 公認心理師法施行状況調査票

- 公認心理師関係団体
- 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体
- 当事者関係団体

### 参考資料 3 公認心理師法施行状況調査結果

- 心理職の国家資格化及び公認心理師が配置されたことでのメリットについて
- 公認心理師の貢献について
- 公認心理師に期待する/されることについて
- 公認心理師に係る今後の課題について
- 公認心理師やその制度に係る御意見、御要望等



(注) 本参考資料は令和4年7月に関係団体に調査票と併せて送付したものであり、本参考資料中の数字は当時掲載したものです。

別添

参考資料 1

## 施行状況及び公認心理師制度の現行

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課公認心理師制度推進室

ひとくらし、みらいのために



### 公認心理師法附則第5条への対応

5月16日(月)  
社会保障審議会(障害者部会)

■ 令和4年度は公認心理師法(以下「法」という。)施行後5年目にあたり、法附則第5条に基づき施行状況についての検討が必要。

公認心理師法(平成27年法律第68号)

附則(検討)  
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公認心理師法案に関する附帯決議

(衆議院)  
六 同法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

(参議院)  
六 本法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

#### 対応の方針

<施行状況の確認> 施行状況に係る調査結果や試験実施状況等の取りまとめ資料を作成。

<ヒアリングについて> 公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に対し、公認心理師の活動状況及び関係者との連携についてヒアリングを実施。ヒアリング内容としては、連携を含む公認心理師の活用事例、公認心理師の配置による利点、養成や制度に関する意見、今後期待すること等を想定する。

<結果の報告> 施行状況・ヒアリングの結果及びそれをふまえた課題や方針等を障害者部会にて報告。(令和5年2月頃)

#### 【今後のスケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対応方針案整理	障害者部会 対応方針案報告	関係団体・有識者へのヒアリング					内容のとりまとめ等				障害者部会 結果報告

# 公認心理師法の施行状況の概要について

## ▷公認心理師試験・登録

公認心理師試験：平成30年に第1回公認心理師試験を実施（毎年1回以上実施）  
試験に合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。

資格登録者数：54,248人（令和4年3月末現在）

※ 試験事務・登録事務については、指定試験機関及び指定登録機関である「一般財団法人日本心理研修センター」が行う。

## ▷公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等の状況

大学等が公認心理師となるために必要な科目を開講する場合は、通知「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」に基づき、文部科学省及び厚生労働省に必要な書類を提出することとなっている。提出があった大学等の数は以下のとおり。（令和4年6月時点。開講予定の大学等も含む。）

養成大学数：238校

大学院のみ開講：6大学

学部及び大学院において開講：181大学

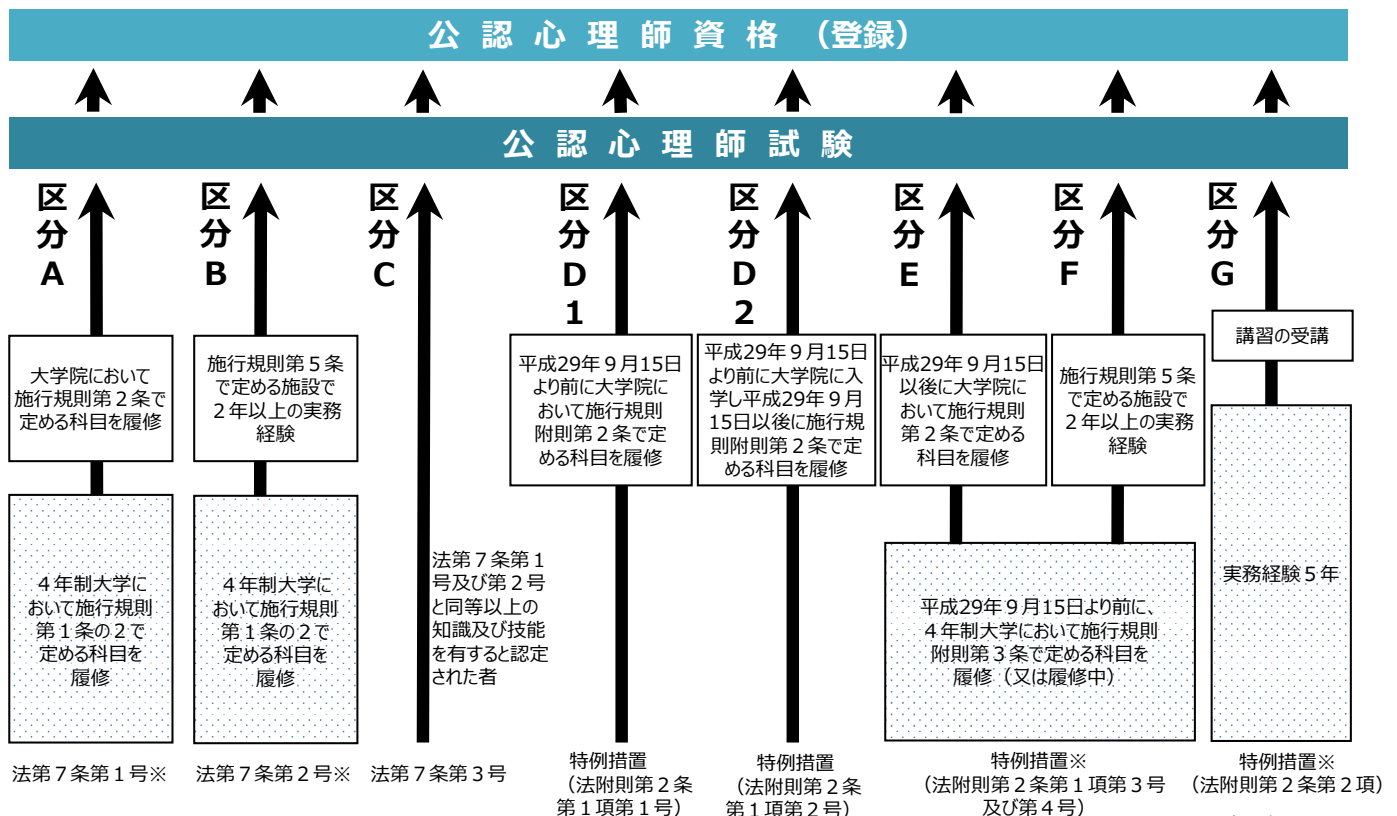
学部のみ開講：51大学（専修学校の専門課程1校を含む）

## ▷公認心理師法第7条第2号に規定する施設の認定状況

公認心理師法では、大学卒業後、一定の要件を満たした施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（要心理支援者に対する相談援助等）を業として2年以上行った者に受験資格を与えることとしており、この施設の認定は文部科学省及び厚生労働省で行っている。施設の認定状況は下表のとおり。（令和3年10月末時点。）

No.	都道府県	施設名	No.	都道府県	施設名
1	全国	少年鑑別所及び刑事施設	6	岡山県	学校法人川崎学園 川崎医科大学附属病院
2	青森県	一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院	7	岡山県	学校法人川崎学園 川崎医科大学総合医療センター
3	全国	裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所	8	福岡県	社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園
4	静岡県	医療法人至空会 メンタルクリニック・ダダ	9	北海道	社会福祉法人楡の会
5	北海道	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック			

# 公認心理師の資格取得方法について



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

平成29年9月15日以後5年間に限る。

# 公認心理師試験について

	試験日	合格発表日	受験者数	合格者数	合格率
第1回	平成30年9月9日(日) ※北海道胆振東部地震の影響で、 平成30年12月16日(日)追加 試験実施。	平成30年11月30日(金) ※追加試験については、 平成31年1月31日(木)	36,103人	28,574人	79.1%
第2回	令和元年8月4日(日)	令和元年9月13日(金)	16,949人	7,864人	46.4%
第3回	令和2年12月20日(日)	令和3年2月12日(金)	13,629人	7,282人	53.4%
第4回	令和3年9月19日(日)	令和3年10月29日(金)	21,055人	12,329人	58.6%
第5回	令和4年7月17日(日)	令和4年8月26日(金)	-	-	-

## ■試験地：

北海道、宮城県、東京都、神奈川県（第1回のみ）、愛知県、大阪府、兵庫県（第1回、第5回のみ）、岡山県、広島県（第5回のみ）、福岡県、長崎県（第5回のみ）、大分県（第5回のみ）

## ■試験内容：

公認心理師として必要な知識及び技能について

## ■資格登録：

合格者の申請をもって、順次、公認心理師登録簿に登録する。  
資格登録者数は、54,248人（令和4年3月末現在）

5

# 公認心理師試験について

## ○公認心理師試験第1～4回の各区分ごとの合格者等 (人)

受験申込 区分	第1回		第2回		第3回		第4回		総計		区分ごとの 合格率（総計）
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	
区分A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
区分B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
区分C	4	4	6	4	9	9	4	3	23	20	87.0%
区分D1	17,297	14,840	3,507	1,879	1,440	798	1,176	791	23,420	18,308	78.2%
区分D2	1,608	1,199	2,130	1,253	838	516	446	306	5,022	3,274	65.2%
区分E	0	0	0	0	936	758	1,335	1,142	2,271	1,900	83.7%
区分F	0	0	0	0	0	0	19	18	19	18	94.7%
区分G	17,194	12,531	11,306	4,728	10,406	5,201	18,075	10,069	56,981	32,529	57.1%
小計	36,103	28,574	16,949	7,864	13,629	7,282	21,055	12,329	87,736	56,049	63.9%

6

## 日本心理研修センターの指定について

公認心理師法第10条、第36条に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、一般財団法人日本心理研修センターを指定試験機関、指定登録機関に指定し、試験事務及び登録事務を行わせている。

- 指定試験機関及び指定登録機関の名称  
一般財団法人日本心理研修センター
- 法人の目的  
心理支援に携わる専門職の能力を保持向上させることにより、人々の心身の健康の維持向上に寄与すること
- 設立  
平成25年4月に設立
- 指定日  
平成28年4月1日（公認心理師法第10条第1項の規定に基づき、指定試験機関として指定）  
平成29年11月1日（公認心理師法第36条第1項の規定に基づき、指定登録機関として指定）

(指定試験機関の指定)

第10条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
  - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
  - 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
  - 二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
  - 三 申請者が、第22条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
  - 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
    - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
    - ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者（指定登録機関の指定等）

第36条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、公認心理師の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

## 公認心理師試験委員について (公認心理師法 第14条関係)

### 公認心理師試験委員について

公認心理師法第14条に基づき指定試験機関である一般財団法人日本心理研修センターは公認心理師試験委員を選任し、公認心理師としての必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行わせている。公認心理師試験委員については、試験施行期日等の官報での公告に併せ、例年試験日の約半年ほど前を目処に官報で公告している。

### ○第5回公認心理師試験の試験委員

試験委員長 吉田 素文

副試験委員長

黒木 俊秀 森岡 正芳

試験委員

青木佐奈枝	浅野 倫子	芦澤 政子	安藤 哲也	石井 秀宗	井出 智博	伊藤 拓
伊野 美幸	岩井 圭司	遠藤 利彦	小塩 真司	風間 雅江	加藤 伸司	河合 啓介
川畑 直人	河原純一郎	北村 英哉	小泉 隆平	幸田るみ子	佐野みゆき	沢宮 容子
下田 芳幸	神野 尚三	杉江 征	杉原 保史	須藤 明	高野 明	高橋 純一
田崎 博一	田附あえか	田中 健吾	堤 明純	鳥居 深雪	中川 敦夫	中村 知靖
能智 正博	野村 晴夫	橋本 創一	松浦 真澄	松田 修	松本真理子	宮岡 佳子
村井潤一郎	山本 哲也					

第14条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- 3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、文部科学大臣及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

# 公認心理師の配置状況について（2020年9月時点）

保健医療		30.2%
<b>□病院</b>		
・精神科病院	30.3%	
・一般病院	25.9%	
<b>□診療所</b>		
・診療所/精神科主体	23.1%	
・一般診療所	6.0%	
・医療機関併設の相談室	3.2%	
<b>□保健所等</b>		
・精神保健福祉センター	3.2%	
・保健所・保健センター	12.2%	
・介護老人保健施設	0.8%	等

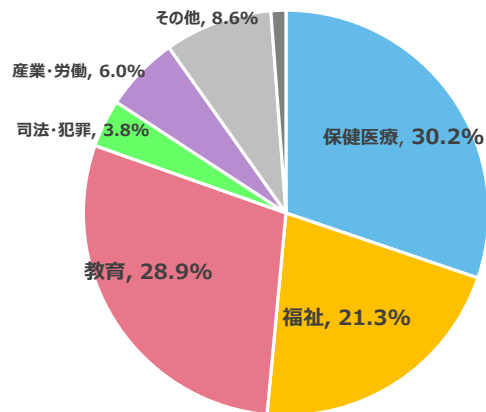
司法・犯罪		3.8%
<b>□警察関係</b> （警察, 科学捜査研究所等）		
	17.8%	
<b>□裁判所関係</b> （家庭裁判所等）		
	16.9%	
<b>□法務省関係</b>		
・矯正局関係（少年鑑別所, 少年院, 刑事施設等）	37.7%	
・保護局関係（保護観察所, 地方更生保護委員会等）	10.1%	
<b>□その他</b>		
・NPO団体（被害者支援, 加害者更正支援等）	7.5%	等

福祉		21.3%
<b>□障害者</b>		
・障害者支援施設等	9.3%	
・障害福祉サービス事業所等	8.9%	
<b>□児童</b>		
・児童相談所	17.1%	
・障害児通所支援事業所等	11.1%	
・児童発達支援センター	15.4%	
<b>□その他</b>		
・子育て世代包括支援センター等	8.4%	
・老人福祉施設	1.8%	
・婦人保護施設	0.9%	等

産業・労働		6.0%
<b>□組織内</b>		
・健康管理・相談室	50.5%	
<b>□組織外</b>		
・健康管理・相談室	33.8%	
・障害者職業センター等	4.9%	
・その他の就労支援機関	11.2%	等

その他		8.6%
<b>□私設心理相談</b>		
・私設心理相談機関等	33.5%	
・大学等附属の心理相談施設等	19.8%	
<b>□大学等</b>		
・大学・研究所等	40.6%	
<b>□その他</b>		
・NPO等	10.0%	等

教育		28.9%
<b>□教育相談機関等</b>		
・公立教育相談機関・教育委員会等	24.8%	
<b>□スクールカウンセラー・学生相談室</b>		
・幼小中高スクールカウンセラー	56.4%	
・大学・短大等の学生相談室	21.8%	
<b>□その他</b>		
・民間教育機関等	2.3%	
・幼小中高等学校教諭	3.5%	等



令和2年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」公認心理師協会（2021）  
\*有効回答数13,000

【様式 1】

令和 4 年〇月〇日

公認心理師法施行状況調査票

御所属： \_\_\_\_\_

御担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

ヒアリングを希望（する・しない）

公認心理師としての視点から以下の項目に御回答ください。

1. 国家資格化に係るメリットについて

○心理職が国家資格化されたことや公認心理師が各施設に配置されたことでのメリットについて、どのようなものがあるか教えてください。

2. 公認心理師としての貢献について

○勤務先の施設やその領域において公認心理師としてどのような面で貢献できているか、その役割や、組織内外の他職種との協働等について教えてください。

3. 公認心理師に期待されていることについて

○社会や国民、各領域において公認心理師に期待されていることとして、各領域で求められる具体的な役割や業務、理想とされる公認心理師像、期待される専門性等について教えてください。

【様式1】

#### 4. 公認心理師に係る今後の課題について

○公認心理師の制度や養成、公認心理師の活動等に係る今後の課題として、前記「3.」を達成するために必要な課題や、「公認心理師法施行状況について」※等を参考に課題等を教えてください。

※「【別添】〈参考資料〉公認心理師法施行状況について」を参照

※なお、公認心理師法第7条第1号（いわゆる「区分A」）に該当する者は、令和4年度現在、通常大学院1年次に在籍しています。現段階で大学及び大学院において、公認心理師となるために必要な科目を修めて、公認心理師としての登録を受けた者はいません。そのため現時点の公認心理師の養成に係る課題については、現在の公認心理師の活動状況等を踏まえ回答をお願いします。大学及び大学院における区分Aの養成課程の課題については令和6年以降、区分Aを経て公認心理師となる者が輩出されたのちに考えて参ります。

#### 5. その他

公認心理師やその制度に係る御意見、御要望等があれば教えてください。

公認心理師法施行状況調査票

御所属：\_\_\_\_\_

御担当者氏名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

メールアドレス：\_\_\_\_\_

ヒアリングを希望（する・しない）

公認心理師と関係する者、連携する者及び雇用する者等の視点から以下の項目に御回答ください。

1. 国家資格化に係るメリットについて

○心理職が国家資格化されたことや公認心理師が各施設に配置されたことでのメリットについて、どのようなものがあるか教えてください。

2. 公認心理師の貢献について

○貴施設等やその領域において公認心理師がどのような面で貢献できているか、その役割や、組織内外の他職種との協働等について教えてください。

3. 公認心理師に期待することについて

○公認心理師に期待することとして、各領域で求められる具体的な役割や業務、理想とする公認心理師像、期待する専門性等について教えてください。



【様式1】

#### 4. 公認心理師に係る今後の課題について

○公認心理師の制度や養成、公認心理師の活動等に係る今後の課題として、前記「3.」を達成するために必要な課題や、「公認心理師法施行状況について」※等を参考に課題等を教えてください。

※「【別添】〈参考資料〉公認心理師法施行状況について」を参照

※なお、公認心理師法第7条第1号（いわゆる「区分A」）に該当する者は、令和4年度現在、通常大学院1年次に在籍しています。現段階で大学及び大学院において、公認心理師となるために必要な科目を修めて、公認心理師としての登録を受けた者はいません。そのため現時点の公認心理師の養成に係る課題については、現在の公認心理師の活動状況等を踏まえ回答をお願いします。大学及び大学院における区分Aの養成課程の課題については令和6年以降、区分Aを経て公認心理師となる者が輩出されたのちに考えて参ります。

#### 5. その他

公認心理師やその制度に係る御意見、御要望等があれば教えてください。

公認心理師法施行状況調査票

御所属：\_\_\_\_\_

御担当者氏名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

メールアドレス：\_\_\_\_\_

ヒアリングを希望（する・しない）

心理職の国家資格として公認心理師が誕生し5年が経過します。公認心理師は、病院や福祉施設の心理職や、学校のスクールカウンセラーなどとして、様々な領域において支援を行っています。公認心理師に関する御意見について教えてください。

1. 公認心理師が配置されたことで良かった点について

○公認心理師が配置されたことで役立った点や良かった点について教えてください。

例) 心理の専門職に相談できたことで不安が軽減された。心理検査の結果をわかりやすく教えてもらって自己理解に繋がった。等

2. 公認心理師の今後の課題について

○公認心理師に、どのような支援をして欲しいか、期待することや、今後の課題、要望などがあれば教えてください。


例) ○○のような支援を行ってほしい。○○に配置してほしい。等

【様式1】

3. その他

○その他、公認心理師についての御意見、御要望等があれば教えてください。

---



## 公認心理師法施行状況調査結果

文部科学省及び厚生労働省では、公認心理師法（平成27年法律第68号）の規定の施行の状況について検討を行うに際し、実態を踏まえた対応を行うため、公認心理師関係団体、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体及び当事者関係団体の計26団体に対するヒアリングとして、別添の参考資料2「公認心理師法施行状況調査票」を送付し回答を得た。また、26団体のうち対面のヒアリングを希望した団体に対しては、令和4年8月から同年9月までの間、それぞれオンラインによる対面のヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいて得られた主な意見は以下のとおりである。

1-a. 心理職が国家資格化されたことや公認心理師が各施設に配置されたことでのメリットについて教えてください。（公認心理師関係団体、関連職種団体）

### （信頼性の向上について）

- 専門的な知識及び技術の高度化・均質化により、業務の質が担保され、関係者や心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）の信頼性及び安心感が一層向上した。
- 法的枠組みによる業務、役割、義務規定等が明確化され、他の国家資格を有する職種と対等に情報共有や連携が行えるようになった。

### （制度施策への反映について）

- 診療報酬、教育センターへの配置、ストレスチェック実施者等、国民の心の健康の保持増進に係る制度施策において少しずつ公認心理師が携わることが可能となっている。

### （認知度の向上について）

- 公認心理師の存在や役割について社会的認知度が高まり、活動の幅や機会が増えた。
- 進学や就職等、学生が選択する進路として認知度が向上した。

### （待遇の改善について）

- 給与体系等雇用面での待遇改善につながり、さらなる雇用の拡大の可能性が高まった。

### （その他個別の御意見）

- 国家資格を有する専門職として、多職種連携や、チームの一員としての参加及び協働が円滑になった。

1-b. 公認心理師が配置されたことで役立った点や良かった点について教えてください。  
(当事者関係団体)

- 公認心理師から、心理検査等の分析や詳しい説明を受けること、心理療法の理論や方法に基づいた支援を受けること等により、自己対処法が増えることにつながり、心理専門職ならではの助言が役立った。
- 薬物療法以外の支援の選択肢が広がった。
- 公認心理師の活動についてあまりよく知らない。

2. 公認心理師がどのような面で貢献できているか、その役割や、組織内外の他職種との協働等について教えてください。(公認心理師関係団体、関連職種団体)

**(アセスメント)**

- 心理的アセスメントや生物心理社会的モデルに基づくアセスメントの実施、アセスメント結果に基づく他職種との情報共有、本人への心理教育等の実施を担っている。

**(相談支援)**

- 要支援者の状態やニーズに応じた、専門的な心理カウンセリング、心理療法、グループ療法、プログラム等の実施に貢献している。

**(関係者との連携)**

- 多職種によって構成される支援チームへの参加、協働、チーム内の力動を踏まえたマネジメント等によるチーム機能向上に貢献している。
- 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働に配置されている専門職として、他の領域と連携及び協働する際の橋渡し役になることに貢献している。

**(関係者への支援)**

- 要支援者の家族等関係者に対する心理に関する相談、助言等の心理的支援を担っている。

**(こころの健康)**

- 所属施設内の支援者や職員に対する職務上のメンタルヘルスに係る心理相談等に貢献している。
- 地域や、支援関係者に対するメンタルヘルスに係る講演や研修、啓発活動等、予防的対応に貢献している。

**(その他)**

- 社会からの精神保健福祉医療に関するニーズが広範囲にわたり、多様化、増大化する中、そうした課題に対応する制度施策に貢献している。

3-a. 公認心理師に期待する/されることとして、各領域で求められる具体的な役割や業務、理想とする公認心理師像、期待する/される専門性等について教えてください。(公認心理師関係団体、関連職種団体)

**(アセスメント)**

○心理的アセスメントや生物心理社会的モデルに基づくアセスメントの実施、アセスメント結果に基づく他職種との情報共有及び本人への心理教育等の実施について、より一層の貢献を期待する。

**(相談支援)**

○要支援者へのカウンセリング、心理療法、相談、指導、助言等を行うこと。それらによるタスクシェア・タスクシフトの推進に寄与することを期待する。

**(関係者との連携)**

○カンファレンス等において、要支援者への支援に係る情報共有、助言や提案を行うこと。またチーム力動を俯瞰したチームマネジメントへのより一層の貢献を期待する。  
○保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等に配置されている専門職として、他の領域と連携及び協働する際の橋渡し役としてより一層の貢献を期待する。

**(関係者への支援)**

○相談室や施設内にとどまらない、地域の支援者や機関との連携、在宅支援や家庭訪問等アウトリーチ支援への関与を期待する。

**(こころの健康)**

○心の健康の啓発、助言、相談、予防活動への寄与を期待する。

**(資質向上)**

○研究的、科学的視点での実践検証を行い、臨床現場における支援と結びつけることを期待する。  
○要支援者や所属機関のニーズに応じた、専門的な知識技能の更なる向上を期待する。  
○他職種との円滑なコミュニケーションに資する人材育成という観点からも、一定程度の医学知識を身に付ける必要がある。

**(各種制度への活用)**

○各種制度施策における公認心理師の活用を期待する。

3-b. 公認心理師に、どのような支援をして欲しいか、期待することや、今後の課題、要望などがあれば教えてください（当事者関係団体）。

**（支援について）**

- 公認心理師による支援の内容や効果、どこで公認心理師による支援を受けられるか等についてわかりやすく示し、普及啓発を図って欲しい。
- 公認心理師による相談の機会を増やして欲しい。
- 公認心理師による心理的支援業務が、障害者の権利保護や差別解消、自立をより促すものであってほしい。

4. 公認心理師の制度や養成、公認心理師の活動等に係る今後の課題として、期待すること/されることを達成するために必要な課題等を教えてください。(公認心理師関係団体、関連職種団体)

**(配置)**

○医療機関、福祉施設、教育機関等において、これまで以上に積極的に公認心理師を活用するなど、公認心理師の雇用や配置の更なる普及を進めるべきではないか。

**(収益性)**

○医療領域においては、公認心理師の業務に係る診療報酬上の評価を充実させる等、収益性を担保し、医療機関が公認心理師を雇用しやすい体制、なおかつ、常勤という安定した形態による雇用を増加させる体制を整備すべき。

**(資質向上)**

○公認心理師は保健医療、福祉、教育等、様々な分野で活動するため、養成課程において全ての領域の専門的知識技術や関係法規等の理解を深化することが難しい。公認心理師の配置が進んでいない職場もあり、初期研修を十分に担える施設は少ないため、養成カリキュラムと連動した、資格取得後の継続的、包括的な生涯研修制度を構築すべき。

○生涯研修と関連した認定・専門資格を設け、より専門的な役割を担えることを保証すべきところ、各団体がそれぞれ認定資格を設けていることから、より体系的な研修体制の構築が望ましい。

○臨床現場における多様な活躍に資する人材を育成するため、臨床実習の内容をより一層充実化及び均質化させることや、実習に係る指導者の養成等、心理実習及び心理実践実習に係る体制の整備が必要。

○臨床現場に必要なより専門的知識技術を備えた人材育成に向け、また各教育機関間の教育内容のより一層の均質化を図る観点から、養成のさらなる適正化、高度化及び均質化を目指し、カリキュラムの修正及び充実と、コアカリキュラムの策定が必要。

○プログラム施設を普及する等、公認心理師を目指す人材の確保につなげるべき。

**(その他)**

○公認心理師の義務規定、倫理規定等に係るガイドライン作成や、業務に必要な研究等の促進など、各領域での業務を円滑に実施するに当たって必要な体制の更なる整備が必要。

○公認心理師の職能を明確化し、要支援者に対する広報活動を行い、要支援者が心理的支援の機会が十分に得られるよう寄与すること。

○公認心理師法第42条第2項(医師の指示)はこれまでどおり維持すべき。